

当館管轄地域鳥・新型インフルエンザ指定医療機関(主な医療機関)一覧

在フランス大使館
在ストラスブルール総領事館
在マルセイユ総領事館
在リヨン出張駐在官事務所

2009年3月現在

<本一覧をご参照いただく際のご注意>

※本一覧の情報は、あくまでも在留邦人の方々の便宜を図るために掲載しているものであり、内容について大使館/総領事館において責任を負うものではありません。受診に際しては、下記各医療機関等へ直接お問い合わせください。

<鳥・新型インフルエンザ対策の医療面についてのフランス国政府の方針>

- フランス政府は、新型インフルエンザの大流行(パンデミック)時において、フランスの国土に滞在している全ての外国人に対しては、長期の滞在者であれ旅行者であれ、フランス人と同様の保護を行う方針であることを明らかにしています。
 - フランス政府から聴取した、鳥及び新型インフルエンザが疑われる症状が出た場合に取りべきべき行動は以下のとおりです。
 - ・感染者に対する医療処置としては、患者は原則として、医師の処方箋により薬局からフランス政府が備蓄しているタミフルなどの抗インフルエンザ薬を入手して自宅で療養し、重症者のみ大学病院等の高度な専門医療機関に入院することとなる。
 - ・このため、鳥及び新型インフルエンザが疑われる症状が出た場合、大学病院等の救急部門に直接連絡を取るのではなく、**まず一般の医師に連絡**を取る。
 - ・こうした一般の医師と連絡が取れない場合には、感染の流行が一定レベルに達した段階で市役所、県庁、マスメディアを通じて広報されるインフルエンザ専用番号に連絡し、症状と居住地に応じて、①学校や美術館等の公共施設に臨時に設置される医療センター(Centre de Consultation)での受診、②自宅への医師の往診、③専門医療機関への入院等の指示を受ける。
- (※ なお、パリ市においては、高齢単身者などで病院への入院は不要であるが、自宅での療養が困難な方に対応するためにホテル等を利用した臨時施設を設けることが検討されています。)
- ・上記のインフルエンザ専用番号によっても医師に連絡を取ることができない場合には、SAMU(Service d'aide médicale urgente、救急医療、電話番号は15)に連絡して、指示を受ける。
 - なお、日本語のできるかかりつけ医がいる場合であっても、パンデミックにより、患者の数が医師の診療能力を大幅に上回る、あるいは医師自身が感染した場合においては、上記のインフルエンザ専用番号あるいはSAMUに連絡することが必要となる可能性があります。こうした場合には、居住地や症状の簡単な説明(熱など)を行い、それに基づく先方の受診先に関する指示を聞き取ることが求められますが、日本語や英語による対応は必ずしも保証できない状況にあるため、こうしたフランス語による基本的な会話が困難な方については、在留邦人同士の助け合いなどによって、こうした会話が可能な方を予め確保しておくことをお勧めします。
 - 以上のようにフランスにおいては、新型インフルエンザ指定医療機関は存在しません。なお、フランス政府は、2008年10月に「新型インフルエンザと日常生活に関するガイドブック」と称する仏英二か国語の詳細な手引きをホームページにおいて公表しています。

<http://www.grippeaviaire.gouv.fr/monquotidienpandemie/?lang=en>